

安保半世紀—戦争への傾斜と運動の課題—

中尾 元重

- I. 60年安保条約まで
 - 1 サンフランシスコ平和条約と日米安保条約の締結
 - 2 日米安保条約の改訂
- II. 60年安保条約の展開と変質
- III. 60年安保条約の再定義・再々定義—グローバル日米同盟への改訂
 - 1 60年安保条約の再定義—「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」
 - 2 新ガイドライン実施法としての周辺事態措置法
 - 3 60年安保条約の再々定義—「日米同盟：未来の変革と再編」
- IV. 60年安保条約廃棄の展望と運動の課題

I. 60年安保条約まで

1 サンフランシスコ平和条約と日米安保条約の締結

(1) 日本の敗戦とポツダム宣言【資料1】

(2) 米軍の単独占領とアメリカの対日政策

- i 初期対日占領方針と憲法の制定
- ii 占領政策の転換と限定的再軍備計画
- iii 朝鮮戦争と再軍備開始

(3) 単独講和の強行

- i 第2条c項（ソ連への千島列島の引渡し）
- ii 第3条（北緯29度以南の領土に対するアメリカの全面占領の継続）
奄美群島返還に関する日米協定（調印 53.12.24、発効 53.12.25）
小笠原諸島返還協定（調印 68.4.5、発効 68.6.26）
沖縄返還協定（調印 71.6.17、発効 72.5.15）
- iii 第5条c項（軍事同盟取極めの権利保障と自衛権＝「軍隊」の承認）
- iv 第6条a項（占領軍撤退と外国軍駐留の道）

(4) 日米安保条約の締結【資料2】

- i 全土基地方式（3条、行政協定）
- ii 極東条項（1条）
- iii 内乱鎮圧条項（1条）
- iv 日本再軍備への期待（前文）
- v 米軍に対する刑事裁判権の特権附与（行政協定17条）
- vi 共同防衛措置（行政協定24条）

2 日米安保条約の改訂

(1) なぜ安保条約は改訂されたか

- i 世界とアジア情勢の変化のなかで、アメリカが日本の役割により期待する戦略をとったこと
- ii 再軍備の育成が進み、本格的な相互防衛条約の条件が整ったこと
- iii 日本の独占資本が、アメリカに協力しながら軍国主義的復活を図ろうとしたこと

(2) 新安保条約の内容【資料3】

- i 日米共同作戦を義務づける（5条）
- ii 全土基地方式を継承する（6条）
- iii 軍備増強を義務づける（3条）
- iv 独占資本主義体制の擁護と日米経済協力の促進をはかる（2条）

(3) 核持ち込みの密約

i 第6条に基づく事前協議制のごまかし

①「岸・ハーター交換公文」(60.1.19)【資料4】

②「藤山・マッカーサー口頭了解」(68年に国会報告、81年5月に英訳公表)【資料6】

ii アメリカ政府の公式文書

討論記録など17文書【資料7】

「事前協議は…合衆国軍用機の飛来(entry)、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入り(entry)に関する現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。」

(4) 新安保条約の性格

i 主権侵害、対米従属の軍事同盟であること

ii 独占資本主義体制維持の同盟であること

iii 侵略と干渉の拠点を確認する条約であること

(5) 新安保条約反対闘争—条約改定交渉開始から発効までの略日誌

- 58年 9月11日 藤山・ダレス会談で条約改定交渉開始を決定
10月13日 警職法改悪反対国民会議結成
12月7日 警職法案、審議未了で廃案
- 59年 3月28日 安保改訂阻止国民会議を134団体で結成
3月30日 東京地裁が砂川事件で米軍駐留は違憲と判決
4月15日 安保共闘第1次統一行動
8月29日 三井鉱山、4,580人整理第2次案提示、三井・三池争議始まる
10月25日 安保問題で社会党が左右に分裂
11月27日 安保共闘第8次統一行動、700の共闘組織350万人が参加
- 60年 1月19日 岸首相、ワシントンで日米安保条約と地位協定に調印
1月24日 平和委員会の提唱による沖縄大行進東京に向け出発
4月20日 東大教授・助教授ら353人が安保反対の声明
4月26日 第15次安保阻止全国統一行動、10万人の国会請願行動
4月28日 沖縄大行進東京到着、沖縄県祖国復帰協議会結成
5月1日 第31回メーデー500万人、安保粉砕、国会解散、岸退陣を要求
5月12日 第16次全国統一行動に460万人、連日数万の国会請願デモ
5月19日 自民党が500名の警官を国会内に導入し会期50日延長を議決
5月20日 午前0時過ぎ、新安保条約を自民党が単独強行採決
6月4日 国鉄労働者を中心に560万人が安保改訂阻止の政治ストライキ
6月10日 アイゼンハワー米大統領の先乗りで来日した大統領秘書ハガチーを労働者・学生のデモ隊1万5,000人が羽田で包囲、ハガチーは米軍ヘリで米大使館に護送され、翌11日に離日
6月11日 23万5,000人が国会と米大使館に抗議デモ
6月15日 岸首相、警視庁からアイクの来日警備が保障できないと通告を受け、赤城防衛庁長官に自衛隊の出動を要請（未遂）
安保改訂阻止の第2波政治ストに580万人、国会請願13万人ニセ「左翼」暴力団の挑発で学生数千人が国会に突入、警官の弾圧で東大生樺美智子が殺される
右翼団体が文化人・劇団員を襲撃、多数の重軽傷者出る
6月16日 臨時閣議で、アイク訪日延期要請を決定
6月17日 朝日・読売など7新聞社が共同宣言「暴力を廃し議会主義を守れ」を発表
社会党顧問河上丈太郎氏が右翼に刺され負傷
6月18日 30万人の国会包囲デモ
6月19日 午前0時、新安保条約が自然承認
アイゼンハワー米大統領、訪日を断念し沖縄から帰国
6月22日 安保改訂阻止の第3波政治ストに600万人、国会請願10万人
6月23日 新安保条約の批准書交換、発効。岸首相が退陣表明
安保闘争の地域共闘組織2,000に

II. 60年安保条約の展開と変質の過程

(1) 60年代

第2次防衛力整備計画<62年度~66年度>を閣議決定 (61.7.18)
トンキン湾事件でベトナム戦争への米介入本格化 (64.8.4)
「三矢研究」暴露 (65.2.10)
日韓基本条約調印 (65.6.22)
第3次防衛力整備計画<67年度~71年度>を閣議決定 (66.11.29)
初の「建国記念の日」 (67.2.11)
佐藤首相、衆院予算委員会で「非核3原則」を表明 (67.12.11)
佐藤・ニクソン共同声明<安保条約継続・72年沖縄返還> (69.11.21)

(2) 70年代

安保条約自動延長 (70.6.23)
第4次防衛力整備計画<72年度~76年度>を閣議決定 (72.2.7)
沖縄協定発効 (72.5.15)
札幌地裁、長沼訴訟で自衛隊違憲判決 (73.9.7)
サイゴンかいらい政府降伏、ベトナム戦争終結 (75.4.30)
初の防衛白書を閣議決定 (76.10.20)
第1次防衛計画の大綱を閣議決定 (76.10.29)
「有事法制の研究」開始 (77.8.7)
思いやり予算合意 (78.11.9)
日米防衛協力のための指針<ガイドライン>合意 (78.11.27)

(3) 80年代

海自、環太平洋合同演習に初参加 (80.2.26)
鈴木首相、1000海里シーレーン防衛を表明。日米首脳が「日米同盟」を確認 (81.5.8)
ライシャワー氏が核積載艦の寄港を言明 (81.5.17)
中曽根・レーガン会談、日米運命共同体を確認 (83.1.18)
安全保障会議設置 (86.7.1)
初の日米共同統合実動演習 (86.10.27)

(4) 90年代

ペルシャ湾へ掃海艇派遣を閣議決定 (91.4.24)
ソ連崩壊 (91.12.26)
PKO協力法成立 (92.6.15)
カンボジアPKOへ自衛隊派遣 (92.9.17)
米国防総省、「東アジア戦略報告ーナイ・イニシアチブ」発表 (95.2.27)
第2次防衛計画の大綱を閣議決定 (95.11.28)
日米物品役務相互提供協定<ACSA>署名 (96.4.15)
橋本・クリントン会談ー日米共同宣言 (安保再定義) (96.4.17)
沖縄に関する特別行動委員会<SAOCO>報告を日米安保協議委が了承 (96.12.2)
新ガイドライン合意 (97.9.23)
新ガイドライン関連3法<周辺事態法・自衛隊法改訂・ACSA改訂>成立 (99.5.24)
国旗・国歌法成立 (99.8.9)
周辺事態法施行 (99.8.25)

(5) 00年代

アーミテージ報告I「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて」 (00.10.11)
日米統合実動演習と米韓合同演習が連動し、初の「周辺事態」想定実動演習 (00. 11. 2~18)
船舶検査法成立 (00.11.30)
米ブッシュ大統領就任 (01.1.20)
米で同時多発テロ (01.9.11)

テロ対策特措法成立、自衛隊法を改定し警護出動新設・秘密保全罰則強化（01.10.29）
海自、インド洋に出兵（01.11.25）
陸海空3自衛隊が調査隊を再編強化した情報保全隊設立（03.3.27）
有事関連3法＜武力攻撃事態法・自衛隊法改定・安全保障会議設置法改定＞成立（03.6.6）
イラク特措法成立（03.7.26）
「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を閣議決定（03.12.19）
空自のイラク出兵始まる（03.12.26）
陸自のイラク出兵始まる（04.1.26）
沖縄「ヘリ基地反対協議会」が辺野古座り込み開始（04.4.19）
井上ひさし氏ら「憲法9条の会」発足（04.6.10）
有事関連7法成立（04.6.14）
＜米軍支援法・自衛隊法改定・ACSA改定・海上輸送規制法・特定公共施設等
利用法・捕虜取扱法・国民保護法・国際人道法違反処罰法・ジュネーブ諸条約
第一追加議定書と第二追加議定書の批准＞
第3次防衛計画の大綱を閣議決定（04.12.10）
日米安保協議委員会が「日米共通の戦略目標」を確認（05.2.15）
国民保護計画の作成が全指定行政機関＜28省庁＞で完了（05.10.28）
日米安保協議委員会が「日米同盟：未来のための変革と再編」に合意（05.10.29）
自民党立党50年大会で「新憲法草案」決定（05.11.22）
自衛隊が統合運用体制に移行し、統合幕僚監部が発足（06.3.27）
国民保護計画の作成が全都道府県で完了（06.3.31）
日米安保協議委員会が「再編実施のための日米ロードマップ」に合意（06.5.1）
イラク出兵陸自本隊が撤収（06.7.25）
自民党防衛政策小委員会が「海外派兵恒久法案」作成（06.8.30）
国民保護業務計画の作成が152全指定公共機関で完了（06.11.22）
防衛庁の「省」昇格と自衛隊の「海外任務本務化」を定める2法成立（06.12.15）
改悪教育基本法施行（06.12.22）
防衛省発足（07.1.9）
アーミテージ報告Ⅱ「日米同盟：2020年に向けアジアを正しく方向付ける」（07.2.16）
政府、「自由と繁栄の弧」を新機軸とする「平成19年版外交青書」発表（07.3.27）
陸自中央即応集団新編（07.3.28）
空自入間基地にPAC3配備（07.3.30）
日米安保協議委員会が『同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展』に合意（07.5.1）
国民投票法成立（07.5.14）→2010年5月18日施行
米軍再編特措法成立（07.5.23）
日米軍事情報保護一般協定（GSOMIA）締結（07.8.10）
防衛施設庁廃止（07.8.31）
テロ対策特措法期限切れ（07.11.1）で海自部隊撤収
米陸軍第1軍団前方司令部をキャンプ座間に設置（07.12.19）
衆議院で再可決された補給支援特措法で海自部隊がインド洋に再派遣（08.1.24）
自衛隊イラク派兵差止訴訟で名古屋高裁が空自の活動に違憲判決（08.4.17）
宇宙基本法成立（08.5.21）
安保法制懇が集団的自衛権行使の4類型について答申（08.6.24）
米原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀配備（08.9.25）
国民保護業務計画の作成が1056指定地方公共機関で完了（08.10.1）
イラク出兵空自本隊が撤収（08.12.23）
米オバマ大統領就任（09.1.21）
在沖米海兵隊のグアム移転協定に署名（09.2.17）
政府、ソマリア沖の海賊対策に海上警備行動を発動、海自護衛艦2隻が出航（09.3.14）
国民保護計画の作成が1784市区町村で完了＜未作成16市町村＞（09.4.1）
ボドナー元国防次官補が日本の軍事分担拡大を要求（09.5.13）【資料10】
文民統制の象徴である防衛参事官制度を廃止するため防衛省設置法を改悪（09.5.27）
海自P3C2機がソマリア沖に出発、初の3軍統合派兵（09.5.28）
自民党が「提言・新防衛計画の大綱について」を発表（09.6.9）【資料11】
衆議院が憲法審査会規程を強行可決（09.6.11）
海賊対処派兵法が再可決で成立（09.6.19）

Ⅲ. 60年安保条約の再定義・再々定義ーグローバル日米同盟への改訂

1 60年安保条約の再定義ー「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」

- (1) アメリカが起こす戦争に、日本が自動的に参戦する
 - i 領域外の周辺事態に連動して自動的に参戦する【資料5】
 - ii 平素から戦争計画を立案する
 - iii 日本が戦争でなにを分担するかが決められている（40項目）【資料8】
- (2) 参戦するために「交戦規則」をつくり、「日米統合作戦司令部」を設ける
 - i 憲法を超越する軍事権力機構をつくる
 - ii 「包括的メカニズム」で共同作戦計画、相互協力計画、共通の基準、実施要領をつくる
 - iii 緊急事態に対応する「調整メカニズム」を平素から構築し、「日米共同調整所」を準備する
- (3) 日本を戦時体制にし、国民を総動員する
 - i 政府機関も地方自治体も民間も、すべて戦争に協力する
 - ii 有事（戦時）法制を整備する
 - iii 憲法改悪の準備をすすめる
- (4) 政府は国土も戦場になることを承知の上で新ガイドラインを締結した
 - 「周辺事態が発生すれば、米軍の基地があり、これを支援する日本は、直接的な攻撃対象になりうる。」（梶山静六元官房長官『文芸春秋』99年6月号）
 - 「米軍に水や油を補給するなどの協力をする場合、相手国は（日本を）敵性国家と判断し、直ちに日本に対して宣戦布告をするだろう。そうした場合は、有事として対応せざるを得ない。」（亀井静香・自民党政調会長 99・10・31）

2 新ガイドライン実施法としての周辺事態措置法

- (1) 立法の基本要件を欠落させた悪法
 - i 「周辺事態」について明確な概念規定をしていない
 - ii 「周辺事態」の認定手続き、認定権限の規定がない
- (2) 「基本計画」による自動的参戦の仕組み
閣議決定だけで国家総動員体制のための強権が発動される
 - ①「基本計画」には、基本方針、実施区域、部隊の規模構成、自衛隊の対応措置、地方公共団体や民間の協力、関係行政機関の連絡調整等が盛り込まれる
 - ②「基本計画」には、「特に内閣が関与することにより、総合的かつ効果的に実施する必要があるもの」も含まれる
 - ③「基本計画」の決定及び変更については、国会に事後報告をするだけでよく、国会の関与を必要としていない
- (3) 「周辺事態」での参戦行為の規定
 - i 「後方地域支援」
 - ii 「後方地域搜索救助活動」
 - iii 「武器使用」

第11条（武器の使用） 「(前略)後方地域支援としての自衛隊の役務の提供を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、(中略)その事態に応じ合理的に判断される限度で武器を使用することができる。」

- (4) 国民総動員の枠組み
 - i 関係行政機関による対応措置の実施
 - ii 国以外の者（地方公共団体及び民間）による協力
- (5) 国民（自治体・民間）に対する戦争協力の強要
 - i 「周辺事態安全確保法第9条の解説案」（99. 7. 6）抜粋
 - 関係行政機関の長が協力の求めを行うにあたり、現行法令（当該求めを行う時点）に従うこと

は当然である。

- 地方公共団体の長は権限を適切に行使することが法的に期待される立場に置かれることになる。
- (米軍艦船・航空機と)競合する民間船舶(航空機)に対してすでに使用を許可している場合には、港湾(空港)管理者は民間船舶(航空機)との調整を行う。
民間船舶(航空機)の了解が得られない場合には、国が直接協力の依頼を行う。
- 火薬庫の設置については、一般には地方公共団体の長の権限であるが、自衛隊が設置する場合は協力要請の問題とはならない。
- 車両制限令については米軍の車両及び自衛隊の車両は適用除外となるため、協力要請の問題とはならない。
- 民間医療機関への患者の受入
例えば、米軍、自衛隊、避難民、救出され邦人の中の傷病者について、その受入を民間医療機関の開設者に依頼すること等が想定される。
- Q: 協力拒否に対して制裁的措置がなされることがあるのか。
A: ありえない。
なお、本法以外の個別法令に違反する場合には、停止・変更命令等の措置をとることは考えられる。
- Q: 協力内容について情報公開することは構わないのか。
A: これを公開することにより、例えば米軍のオペレーションが対外的に明らかになってしまふといったことも考え得る。このような場合については、必要な期間、公表を差し控えていただく。
- 清水澄子社民党参議院議員の質問に対する答弁書 抜粋
「地方議会の決議や住民の請求等は、一般に、このような行政上の個別の権限行使について、法的に影響を及ぼすものではないと考える。」

ii 戦争法を補完する悪法の数々

- 第145国会で、戦争法を含む166本の法律が成立
地方分権一括法、省庁再編法、住民基本台帳法、盗聴法、国旗国歌法など。
- 地方分権一括法(2000年4月1日施行)では何が決められたか(抜粋)
 - ①建築基準法17条の改正
軍事施設など「国の利害」にかかわる建築物は、知事や市町村の許認可権を奪い、建築許可を国が直接執行することにした。
「国の利害」という言葉は戦後初。
 - ②水道法40条の改正
米軍への給水を自治体が拒否した場合、厚生大臣が強制的に優先給水させることができる。
 - ③米軍用地特別措置法の改正
米軍用地の強制使用に関わる自治体の事務や収容委員会の権限を奪い、「緊急採決・代行採決制度」を導入して、国が直接執行できるようにした。
 - ④地方自治法の改正
「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」(第2条1項)を全文削除。
新たに「国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務」を重点的に担い、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる」とし、「是正の要求」など国の関与を強くした。

3 60年安保条約の再々定義—「日米同盟：未来のための変革と再編」

2005年10月29日、ワシントンの国防総省で「2+2」が開かれ、合意文書「日米同盟：未来のための変革と再編」が発表された。

この「2+2」に先だってローレス国防副次官が9月21日、米上院外交関係委アジア・太平洋小委員会で証言し、次のように述べたことは、在日米軍基地再編計画のねらいがどこにあるかを最もよく表したものである。

「単に駐留規模や代替え基地の解決策、指揮統制機能の再編、作戦協力などが目的ではない。」
「それ以上のもの、根本的には同盟を変革して米国と日本が、共通の戦略目標を達成する能力を持ち続けることが目的である。」

(1) 概観

i グローバルな日米同盟への一歩

「日米安全保障体制を中核とする日米同盟 (The U.S.-Japan Alliance, with the U.S.-Japan security arrangements at its core) は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。」

ii アジア太平洋地域

「アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要がある。」

「2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する。」

(2) 役割・任務・能力

i 基本的考え方

①日本の防衛及び周辺事態への対応 (抜粋)

○弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略などの新たな脅威に対応するため、日本の防衛態勢は防衛計画の大綱に従って強化される。

○米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。

○日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援 (seamless support⇒周辺事態法から武力攻撃事態法への連続) を提供するための適切な措置をとる。

○米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものである。

②国際的な安全保障環境の分野における役割・任務・能力に関連する基本的考え方 (抜粋)

○二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。

義務づけられた実効的な態勢を確立するための必要な措置

自衛隊法第3条を改定して海外展開任務を「本来任務」に格上げすること。

海外派兵恒久法を整備すること。

中央即応集団司令部と国際活動教育隊の新編 (06年度業務計画に折り込み済み)。

海外展開可能な兵器・装備の調達。等。

○迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整、第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。

○自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

③双方は、それぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用する。

ii 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

新たに自衛隊が役割分担を拡大する分野が、【資料9】のように規定された。

この中には中期防衛力整備計画 (05年～09年) に盛り込まれていない「高速輸送艦 (HSV) の能力によるものを含めた海上輸送を拡大」することが含まれている。

高速輸送艦 (HSV=high speed vessel)

海上自衛隊が開発する13,500トンの大型艦か、商業用の超高速船

「テクノスーパーライナー」(14,500トン) を改造して転用すると

いう方針を米側に伝えた。(「産経」05・10・23)

iii 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。

①緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。

②計画検討作業の進展

日米防衛協力のための指針で規定された共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討作業が引き続き必要であることを確認した。

この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するため

の有事法制を反映するものとなる。

この検討作業を拡大し、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施する。

③情報共有及び情報協力の向上

部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。双方は、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

④相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における協力は、自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化する。安全な通信能力の向上はこのような協力に資する。

⑤日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な貢献が高まるものであることを認識した。

⑥自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。

⑦弾道ミサイル防衛（BMD）

双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれの BMD 指揮・統制システムの間での緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

(3) 兵力態勢の再編

i 指針となる考え方

①アジア太平洋地域における米軍・自衛隊のプレゼンス

アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。

米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。

②再編及び役割・任務・能力の調整による能力の強化

③指揮・統制のための司令部間の連携向上と相互運用性の向上

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。

④訓練及び演習、施設・区域の確保

定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。

⑤施設・区域の共同使用

自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。

⑥米軍施設・区域の収容能力

平時における使用水準以上の収容能力は、決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。

⑦人口密集地域の米軍施設・区域

米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。

⑧米軍施設・区域の軍民共同使用

米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。

ii 再編に関する勧告

以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。

閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を 2006 年 3 月までに作成するよう指示した。

これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。

①共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

②米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化され、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。

また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。

③航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置される

④横田飛行場及び空域

横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。

軍民共同使用のための具体的な条件や態様、共同使用が横田飛行場の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

⑤ミサイル防衛

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における最適な展開地が検討される。

米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオットPAC-3やスタンダード・ミサイル(SM-3)といった積極防御能力を展開する。

⑥柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

○普天間飛行場の移設

双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。

普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。

航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。

○兵力削減

第3海兵機動展開部隊(III MEF)司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖繩海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団(MEB)に縮小される。

この沖繩における再編は、約7,000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖繩外への移転を含む。

○土地の返還及び施設の共同使用

双方は、沖繩に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。

米国は、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖繩にある米軍施設・区域の共同使用を実施する意思も強調した。このような共同使用は、自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、全体的な同盟の能力を強化する。

○SACO最終報告の着実な実施

双方は、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

⑦空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐(全文)

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載機ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

○海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。

○すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。

○空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供する

とのコミットメントを再確認する。

- KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。
- 岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備。

⑧訓練の移転

二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大する

⑨在日米軍施設の収容能力の効率的使用

在日米軍施設の収容能力の効率的使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探求する。

IV. 60年安保条約廃棄の展望と運動の課題

1 軍事同盟路線と国民との矛盾

- (1) 経済の自立と自主的発展の阻害
- (2) 軍事基地による犠牲の強要と住民のたたかい
- (3) 憲法9条の形骸化と対米従属外交のゆがみ

2 戦争と軍事同盟に決別する世界の流れ

- (1) 核兵器のない世界をめざす潮流
- (2) 新自由主義から脱却する中南米諸国とTAC加盟国の拡大など

3 憲法9条の多数派形成をめざし日米同盟を改めて問う学習と対話を